

## 津野町空き家改修等支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、津野町の空き家を移住者や子育て世帯、新婚世帯が居住するための住宅への改修工事等に要する費用に対する補助金の交付に関し、津野町補助金交付規則（平成17年津野町規則第36号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、空き家改修等支援事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、放置することにより老朽化が進むおそれがある木造住宅をいう。
- (2) 「移住者」とは、町外に1年以上居住し津野町へ住所を定める者で、転入後3年を経過しない者をいう。
- (3) 「子育て世帯」とは、18歳以下の養育している子供と同居する者をいう。
- (4) 「新婚世帯」とは、夫婦のいずれかが45歳以下かつ入籍後3年以内の者をいう。
- (5) 「高知県木造住宅耐震診断士（以下、耐震診断士という。）」とは、高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。
- (6) 「空き家バンク」とは、津野町が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をインターネットなどで提供する制度をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 空き家の所有者又はその所有者から空き家を借り受ける者、若しくは自己が居住する目的で空き家を購入した移住者。ただし、空き家の所有者が自己が居住する目的で空き家を改修する場合を除く。
- (2) 津野町内に在住している者が空き家を借り受ける場合は、その空き家の所有者の3親等内の親族でないこと。
- (3) 津野町税及び県税を滞納していない者。
- (4) 津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う町内の空き家の改修工事（設計費を含む）で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 改修後の耐震診断で上部構造評点が1.0以上あり、耐震性が確保されているもの（耐震診断については、耐震診断士が行ったもの）。

- (2) 個人が所有する空き家であること。
- (3) 当該事業により改修を行う空き家については、補助事業終了後12年以上、移住者、子育て世帯、新婚世帯の居住の用に供することとし、事業終了後直ちに居住の用に供しない場合は、空き家バンクに登録すること。
- (4) 空き家を購入し補助事業を受けた移住者は、補助事業終了後12年以上居住の用に供することとし、やむをえず居住の用に供しない場合は、空き家バンクに登録すること。
- (5) 空き家を借り受ける者が空き家の改修を行う場合は、所有者と改修工事の同意及び原状回復義務の免除について確認されたもの。
- (6) 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。
- (7) 土砂災害防止法（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の空き家でないこと。
- (8) 相続人未登記の空き家については相続登記をすること。ただし、登記できないやむを得ない事由がある場合は、相続人全員の承諾書を添付すること。
- (9) 空き家と土地の所有者が同一であること。

#### （補助対象経費及び補助金の額）

第5条 空き家の所有者又はその所有者から空き家を借り受ける者（移住者については購入も含む）が居住するための住宅への改修に要する経費で、居住するにあたり最低限必要なもの（備品については対象外）。

2 補助金の額は、別表のとおりとする。

1 戸の改修工事（設計費を含む）に要する費用に対する上限額は、2,700,000円とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震改修設計見積書若しくは契約書の写し（耐震改修が必要な場合のみ）
- (3) 空き家改修工事費内訳書
- (4) 位置図、配置図、平面図等（改修内容の記載されたもの）
- (5) 津野町税及び県税の完納証明書
- (6) 世帯全員の住民票
- (7) 空き家と土地の所有者が分かるもの（名寄帳、登記簿証明等）
- (8) 誓約書（様式第2号）
- (9) 改修工事についての同意書（申請者と所有者が異なる場合のみ）（様式第3号）
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前条の規定による申請を受けた時は、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは、所定の補助金不交付決定通知書（様式第5号）にて、当該申請をした補助対象者に通知する。

（交付申請の取下げ・変更承認等）

第7条 補助対象者は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取下げようとするときには、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書（様式第6号）により町長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

3 前条の規定により決定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止しようとするときはあらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添えて、町長に申請しその承認を得なければならない。ただし、軽微な変更（事業費の30%以内の減額又は事業間の配分の変更）又は町長が特別な事情によりやむを得ないと認めるものは、この限りではない。

4 町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は中止の可否を決定し所定の補助事業変更等承認通知書（様式第8号）により当該申請をした補助対象者に通知する。

（事業完了報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業完了報告書（様式第9号）に次項に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

2 前項の完了報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、（6）改修工事（設計）代金領収書については、補助金受領後でなければ領収書を添付できない場合においては、改修工事（設計）代金請求書を添付し、補助金受領後30日以内又は補助事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに領収書を提出するものとする。

- （1）空き家改修工事後の耐震診断報告書
- （2）空き家改修設計図書（写し）
- （3）空き家改修工事（設計）契約書（写し）
- （4）空き家改修工事竣工図
- （5）空き家改修工事写真（改修前と改修後の工事内容が確認できるもの）
- （6）空き家改修工事費内訳書
- （7）空き家改修工事（設計）代金領収書（写し）
- （8）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による完了報告があったときは、その内容を審査し、適切と認めたと

きは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に津野町空き家改修等支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 10 条 補助対象者は、第 9 条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式 11 号）を町長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- （3） 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- （4） 補助事業を中止又は廃止したとき。
- （5） 補助金の交付を受けた住宅を交付を受けた日から 12 年以内に取り壊し、譲渡、交換したとき。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 町長は、第 1 項の規定により補助金を返還させようとするときは、津野町空き家改修等支援事業費補助金返還通知書（様式第 13 号）により、当該補助金を返還すべき者に通知し、補助金の交付を受けた日以降の経過年数により別表第 2 に定める金額の返還を命ずることができるものとする。

（現況調査）

第 13 条 町長は、当該補助金により改修した住宅に居住している者を確認するため、毎年 6 月 30 日までに補助金交付後 12 年を経過しない住宅所有者を対象に津野町空き家改修等支援事業費補助金入居者届（様式 14 号）により現況調査を行うものとする。

（適用除外）

第 14 条 町長は、過去にこの要綱に規定する補助金の交付の対象となった住宅又は建築物への改修工事（設計含む）に係る補助金を交付しない。

(調査等)

第15条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(様式)

第17条 この要綱による申請書、その他の書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(土砂災害特別警戒区域内の空き家について)

2 令和4年4月1日以前に実施した補助事業のうち、土砂災害防止法（平成12年法律第57号）

第9条第1項の規定による土砂災害特別警戒区域内の空き家についても、補助事業終了後12年以上、移住者、子育て世帯、新婚世帯の居住の用に供することとし、やむを得ず居住の用に供することができない場合は、自ら入居者を募集すること。

別表1（第5条関係）

昭和56年5月31日以前に建築された物件	昭和56年6月1日以降に建築された物件	
上限2,700,000円	・耐震診断については、個人負担	
	耐震の必要あり	耐震の必要なし
	上限2,700,000円 ・耐震設計・耐震工事費用 2,700千円の範囲内で全額補助 ・改修費用 上限200,000円	・改修費用 上限200,000円

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表 2 (第 1 2 条関係)

経過年数	返還額
3年未満	補助金の全額
3年以上4年未満	補助金の90%
4年以上5年未満	補助金の80%
5年以上6年未満	補助金の70%
6年以上7年未満	補助金の60%
7年以上8年未満	補助金の50%
8年以上9年未満	補助金の40%
9年以上10年未満	補助金の30%
10年以上11年未満	補助金の20%
11年以上12年未満	補助金の10%
12年以上	返還なし